

東日本大震災復興緊急融資

融資対象

東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者で、次のアからウのいずれかに該当する者(業種は信用保証協会の保証対象業種に限る。)

ア 次のいずれかに該当するもの

- a 市町村長等から東日本大震災に係る罹災証明を受けたもの
- b 東日本大震災に係る原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有することについて、市町村長等の証明を受けたもの

イ 東日本大震災の影響により、震災発生後1か月当たりの売上高等が、前年同期比で5%以上減少したもの

ウ 次のいずれかに該当することについて、市町村長の認定を受けたもの

- a 東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比又は前々年同期比で、10%以上減少したもの。ただし、特定被災区域外の事業者については、特定被災区域内の事業者との取引関係により売上高等が減少したもの又は減少が見込まれるものに限る
- b 特定被災区域外の事業者であって、東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比又は前々年同期比で15%以上減少が見込まれるもの

※ 特定被災区域：守谷市、八千代町、五霞町、境町以外の県内40市町村

融資条件

| 資金使途 | 融資限度額 | 融資期間(据置) |
|--------------------|---------|-------------|
| 設備資金 | 8,000万円 | 10年以内(3年以内) |
| 運転資金 | 8,000万円 | 10年以内(2年以内) |
| 設備・運転併用 ※(1)の場合 | 8,000万円 | 10年以内(2年以内) |

融資利率等(年利)

| 償還期間 | 保証付 | 保証料 |
|----------|------|------------|
| 3年以内 | 1.2% | ア又はウの対象者: |
| 3年超5年以内 | 1.3% | 0.7% |
| 5年超7年以内 | 1.4% | イの対象者: |
| 7年超10年以内 | 1.5% | 0.45%~1.9% |

申込方法

【必要な書類】

茨城県災害対策融資認定申請書

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書(未納が無いことの証明)
- ・見積書又は契約書の写し
- ・資金繰表
- ・前期決算書又は税務申告書の写し
- ・前期及び当期の月別受注高、売上高の明細書又は月別試算表等

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→認定後、取扱金融機関に申込み

利子補給

【対象者】

東日本大震災復興緊急融資を利用した方

【必要な書類】

利子補給金交付申請書

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会

【利子補給期間】

融資を受けた後3年間

【利子補給率】

| 融資要件 | 条件 | 利子補給率 |
|-----------|------|-------|
| 震災緊急融資ア | 全壊 | 10/10 |
| | 上記以外 | 1/2 |
| 震災緊急融資イ、ウ | | 1/3 |